

平成26年(東)第4469号、同第4884号、同第5127号、平成27年(東)第340号、同第500号、同第733号

申立人 [] 外159名、[] 外40名、[] 外8名、[]
[] 外3名、[] 外1名、[]

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

和解方針に関する連絡書

平成28年10月31日

申立人代理人及び被申立人代理人各位

原子力損害賠償紛争解決センター

仲 介 委 員	安 藤 武 久
同	丸 山 裕 司
同	赤 尾 太 郎

申立人らの請求項目のうち、一部の項目について、本パネルの和解方針をご連絡します。

第1 避難交通費関係

1 避難に要する交通費

5回目の本賠償における見直し前の(平成24年5月以前の)被申立人基準により賠償額を算定する。

2 一時立入に要する交通費

(1) 平成23年3月11日から平成26年2月28日まで

月1回の場合は、全て被申立人基準による。

月2回以上の場合は、1回目は被申立人基準により、2回目から10回目について次の基準により賠償額を算定し、月11回目以降は、実費相当額とする。

- ・福島県内 車1台につき片道1回3000円
- ・福島県外 車1台につき片道1回5000円

(2) 平成26年3月1日から平成27年12月31日まで

- ・月1回の場合は、往復5000円とする。
- ・月2回以上の場合は、実費相当額とする。

第2 生活費増加分

1 食費増加分

次の基準によって賠償額を算定する。

	米・野菜	米のみ	野菜のみ
・同居家族（4人以下）	年12万円	年4万円	年8万円
・同居家族（5人以上）	年18万円	年6万円	年12万円

2 水道代増加分

1人あたり月額1500円を賠償する。

ただし、領収証等により上記賠償額を超える増加分が証明できる場合は、増加分を賠償する。

3 光熱費増加分

領収証等により増加分が証明できる場合は、増加分を賠償する。

4 通信費増加分

領収証等により増加分が証明できる場合は、増加分を賠償する。

5 交通費増加分

避難により交通費の増加を余儀なくされた場合は、1家族あたり月額1万円を賠償する。

ただし、領収証等により上記賠償額を超える増加分が証明できる場合は、増加分を賠償する。

6 避難により新たに購入せざるを得なかった家財等購入費及び衣服日用品購入費

1家族あたり54万円を賠償する。

ただし、領収証等により上記賠償額を超える実額の証明ができる場合は、実額全額を賠償する。

第3 生命・身体的損害

1 通院慰謝料

本件事故により避難を余儀なくされたため発症したこと、あるいは症状が悪化したことが診断書によって認められる傷害・疾病について、通院1回につき1万円を賠償する。

2 通院交通費

(1) 平成23年3月11日から平成26年2月28日まで

被申立人基準（平成23年8月30日プレスリリース「福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への本賠償への取り組みについて」）により賠償額を算定する。

(2) 平成26年3月1日から平成27年12月31日まで

実費相当額を賠償する。

第4 精神的損害増加分

申立人らのうち、和解案提示理由書別紙記載の申立人を除き、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額として、次の金額を賠償する。

- | | | |
|---------|----|------|
| ・妊婦及び子供 | 1人 | 80万円 |
| ・上記以外の者 | 1人 | 40万円 |

第5 財物賠償

1 宅地

(1) 原則

所有土地の平成22年度固定資産税評価額×1.43

(2) 移住の選択も合理的な判断の一つと認められる場合は以下の金額を加算

（移住先の土地単価－所有土地単価）×250㎡

なお、価値減少率については、全損（72分の72）とする。

以下、財物賠償における価値減少率は、同様に全損とする。

2 建物

(1) 主たる居住用建物

ア 原則

(ア) まず、対象となる建物について、被申立人基準による算定額を基にして、当該建物の新築相当価格を算定。

- ・固定資産税評価ベースの場合は、割り戻し計算を行う。
- ・平均新築単価ベースの場合は、158,800円に床面積を乗じる。

(イ) 次に、上記各新築相当価格を基に、同価格が48年間で、最終残価率40%まで下落するという設定で、当該建物の事故時価格を算定。

(ウ) 以上のようにしてそれぞれ算定した当該建物の各事故時価格を比較し、より高い金額を賠償額とする。

イ 移住の選択も合理的な判断の一つと認められる場合は、最終残価率を80%としてそれぞれ算定し、より高い金額を賠償額とする。

(2) 上記以外の居住用建物及び非居住用建物

対象となる建物について、被申立人基準による算定額（平均新築単価ベース）と被申立人基準による算定額（固定資産税評価ベース）とを比較し、より高い金額を賠償額とする。

3 構築物・庭木

対象となる庭木・構築物について、被申立人基準による算定額（平均新築単価ベース）と被申立人基準による算定額（固定資産税評価ベース）とを比較し、より高額となる方を賠償額とする。

4 農機具

(1) 基本的な算定方式（写真及び購入資料のある農機具）

- ・定額法による。
- ・耐用年数は原則30年（但し、トラクターについては40年）。
- ・最終残価率は原則27.65%（但し、主張購入価格が10万円未満のもの

は70%)。

- ・購入から3年を経過していないものは主張購入価格を賠償額とする。

(2) 資料不足による算定方式の修正

写真のみの場合、主張購入価格をもとに上述した算定方式によって算出した金額の70%を賠償額とする。

(3) 個々の償却資産の既払金が不明であるが合計の既払金額が判明している場合

償却資産の既払金について、個々の償却資産の既払金が不明であるが合計の既払金額が判明している場合は、次の計算式により、個々の償却資産の既払金額を算定する。

既払金額合計×個々の償却資産の帳簿価格／帳簿価格合計額

5 家財

原則として被申立人基準（平成25年3月29日プレスリリース「個人さまに対する家財の賠償に係るご請求手続きの開始について」）の「帰還困難区域」の場合による。

ただし、高額家財の存在等の個別事情を考慮し、増額することがある。

第6 弁護士費用

和解により支払を受ける額の3%を弁護士費用として認めるのが相当である。

第7 その他

以上の計算方法は、本件集団申立事件における基本的な考え方をまとめたものですので、世帯毎の個別事情を考慮し、仲介委員の判断で上記とは異なる算定方法を採用している場合があります。その場合は、個々の調査官より個別に説明させていただきます。

以上